

議案第67号

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年6月2日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉審議会条例（平成12年川崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第7条第1項の表第2部会の項中「母子家庭及び」の次に「父子家庭並びに」を加える。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、父子家庭の福祉に関するることを児童福祉審議会の所掌事務とすること等のため、この条例を制定するものである。